

ご家族が亡くなられたときの市役所での主な手続き

ご持参いただくもの

- 本人確認ができるもの（窓口に来る人のもの）
- 葬祭執行者名義の振込口座がわかるもの
- 葬祭費請求に必要な書類（いずれか1点）
死体埋火葬許可証、会葬御礼ハガキまたは葬儀社の領収書 等
- 死亡診断書または死体検案書のコピー
- 亡くなられた方が市役所から交付を受けていたもの
介護保険証、国民健康保険資格確認書、医療費受給者証、障がい者手帳、被爆者健康手帳 等

※遺言などによる相続人の場合は、遺言書、遺言公正証書等をご持参ください。

手続きが不要なもの

- 印鑑登録証の返還
- マイナンバーカードの返還
- 3名未満の世帯の世帯主変更

市役所で手続きができないもの

不動産	相続による所有権移転登記は、不動産の所在地を管轄する法務局に申請 ※登記手続案内は事前予約制	法務局 ※詳細は法務局ホームページ参照 広島法務局 東広島支局 ☎ 082-422-2338
軽自動車	名義変更	軽自動車検査協会 広島主管事務所 ☎ 050-3816-3080
125ccを超えるバイク	名義変更	広島運輸支局 ☎ 050-5540-2068

事前に市役所以外での手続きが必要なもの

農地	法務局にて相続による所有権移転登記完了後、市役所の農業委員会へ届出	広島法務局 東広島支局 ☎ 082-422-2338 農業委員会（本館8階） ☎ 082-420-0972
農地	法務局にて相続による所有権移転登記完了後、市役所の農林水産課へ届出	広島法務局 東広島支局 ☎ 082-422-2338 農林水産課（本館8階） ☎ 082-420-0939
山林	法務局にて相続による所有権移転登記完了後、市役所の農林水産課へ届出	広島法務局 東広島支局 ☎ 082-422-2338 農林水産課（本館8階） ☎ 082-420-0939

市役所での手続きが必要なもの

住民登録	3人以上の世帯の世帯主が亡くなられた場合のみ世帯主変更の届出が必要 印鑑登録、マイナンバーの手続きは不要	市民課（本館1階） ☎ 082-420-0925
パスポート	有効期間が満了していないパスポートの名義人が亡くなられた場合のみパスポートの返納手続きが必要	市民課（本館1階） ☎ 082-420-0925
国民健康保険 後期高齢者医療	<ul style="list-style-type: none"> 各証の返還 葬祭費請求の手続き 相続人代表者指定の手続き 	国保年金課（本館1階） ☎ 082-420-0933
国民年金	【問い合わせ先】 ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165	
介護保険	<ul style="list-style-type: none"> 各証の返還 相続人代表者指定等の手続き 	介護保険課（本館2階） ☎ 082-420-0937
障がいのある方	<ul style="list-style-type: none"> 手帳および各証の返還 手当喪失の手続き ※その他、詳しくはお問合せください。	障がい福祉課（本館1階） ☎ 082-420-0180 FAX:082-420-0181
ふれあい収集	利用中止の届出	廃棄物対策課（本館1階） ☎ 082-420-0926
緊急通報システム	機器返還の手続き	地域包括ケア推進課 （本館2階） ☎ 082-420-0984
被爆者健康手帳	葬祭料の支給申請手続き	地域共生推進課（本館2階） ☎ 082-420-0932
市税	市税の相続人代表者指定の手続き <ul style="list-style-type: none"> 市県民税・森林環境税 軽自動車税（種別割） 固定資産税・都市計画税 	市民税課（本館5階） ☎ 082-420-0910 資産税課（本館5階） ☎ 082-420-0911
市税	市税の口座振替変更の手続き <ul style="list-style-type: none"> 市県民税・森林環境税（普通徴収） 固定資産税・都市計画税 軽自動車税（種別割） 国民健康保険税 	収納課（本館5階） ☎ 082-420-0912
子ども 児童手当等	<ul style="list-style-type: none"> 児童手当消滅または額改定の手続き 受給者変更の手続き 医療費支給喪失の手続き ※その他、詳しくはお問合せください。	こども家庭課（本館2階） ☎ 082-420-0941
子ども 保育所・幼稚園	世帯・保護者の変更手続き	保育課（本館2階） ☎ 082-420-0934
子ども いきいきこどもクラブ	<ul style="list-style-type: none"> 保護者変更の手続き 口座振替変更の手続き 	青少年育成課（北館3階） ☎ 082-420-0941

市役所での手続きが必要なもの

浄化槽	浄化槽管理者が亡くなられた場合のみ届出が必要	生活衛生課（本館4階） ☎ 082-422-1048
市営墓地	相続による市営墓地使用者の権利移転の手続き	生活衛生課（本館4階） ☎ 082-422-1048
飼い犬	犬の登録事項変更の手続き	生活衛生課（本館4階） ☎ 082-422-1048
原付・125cc以下のバイク・農機具・小型特殊自動車	ナンバープレートを持参して手続き	市民税課（本館5階） ☎ 082-420-0910
占有物件の占有料（市所有電柱）	市の電柱を建てている土地の所有者が亡くなられた場合、土地の相続者の届出が必要 ※詳しくはお問合せください。	DX推進チーム（本館5階） ☎ 082-420-0944
広報紙等の配布	広報紙等の配布停止の手続き ※お住まいの地域によって手続きが異なります。 ※詳しくはお問合せください。	経営戦略チーム（本館5階） ☎ 082-420-0919
小型船舶（プレジャーボート）	小型船舶用泊地等（暫定係留区域等）使用許可変更の手続き ※詳しくはお問い合わせください。	災害河港課（本館6階） ☎ 082-420-0940
市営住宅	※詳しくはお問合せください。	住宅課（本館6階） ☎ 082-420-0946
八本松駅前土地区画整理事業	八本松駅前土地区画整理事業の権利者の方が亡くなられた場合、権利者変更届が必要 ※詳しくはお問合せください。	区画整理課（本館7階） ☎ 082-422-1344
公共下水道事業受益者負担金・分担金	公共下水道事業受益者負担金等の納付義務者（負担金納付中、徴収猶予中の方）が亡くなられた場合の受益者変更の手続き ※詳しくはお問合せください。	下水道管理課（本館7階） ☎ 082-420-0957
<div style="background-color: #0070c0; color: white; padding: 2px; border-radius: 10px; display: inline-block;">電子申請可</div> 下水道	使用人数変更の手続き ※自己水源（井戸水等）を使用されている下水道使用者が対象です。 ※詳しくはお問合せください。	下水道管理課（本館7階） ☎ 082-420-0957
<div style="background-color: #0070c0; color: white; padding: 2px; border-radius: 10px; display: inline-block;">電子申請可</div> <div style="background-color: #e67e22; color: white; padding: 2px; border-radius: 10px; display: inline-block;">電話申請可</div> 水道	【水道の使用予定がない場合】 ・水道使用中止の手続き 【水道の使用予定があり契約者が亡くなられた場合】 ・名義変更等の手続き ・口座振替変更の手続き	東広島市上下水道お客さまセンター 水道企業団東広島事務所1階 ☎ 082-423-6333



法務局よりお知らせ

相続手続きをスムーズにできる「法定相続情報証明制度」をご利用ください。
相続登記をはじめ、相続手続きには「法定相続情報一覧図（相続人から相続関係を一覧に表した図）」が便利です。

詳しくは法務局へお問合せください。（広島法務局 東広島支局 ☎ 082-422-2338）

市民課よりお知らせ

東広島市では、ご遺族の負担を少しでも軽減するため、市役所本館1階に『おくやみ窓口』を設置しております。亡くなった方やご遺族の状況を伺い、必要な手続きのご案内や書類の作成をお手伝いします。ご利用にあたっては、事前にLINEでのご予約が必要です。
LINEでの予約が困難な場合はご連絡ください。

電話：☎ 082-420-0915

受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）



1. 東広島市公式LINEを友だち追加

2. 「オンライン手続」を選択
→「おくやみワンストップ窓口予約」を選択

おくやみ窓口を利用せず、担当課の窓口で直接手続きすることもできます。
最寄りの支所・出張所で相談や手続きをしていただくこともできます。その場合、予約は不要ですが受付までの待ち時間や手続きの確認に時間をいただくことがあります。時間に余裕をもってお越しください。

医療保健課よりお知らせ

深い悲しみは、心理的・身体的な不調を引き起こすことがあります。
その悲しみや苦しみを消すことはできませんが、今の思いや、つらいことや困っていることを相談できる場所をご案内します。（医療保健課 ☎ 082-420-0936）

こころの相談室



精神保健相談員等が面談でお気持ちをお聞きします。
予約制：月・火・木・金曜日
相談時間：40分～1時間

ひがしひろしま 24時間365日チャット相談



悩んでいる事、不安なこと、心のもやもやなどをチャットで相談ができます。

チャット相談はこちらから

